

# 函館市事業仕分けの概要

平成24年7月21日（土）第2班

## ■日程確認, 傍聴者への注意事項

- ・ 進行役から説明

## ■2-1-1 漁業用機械等購入資金貸付金についての説明

- ・ 資料に基づき, 農林水産部水産課から説明

## ■2-1-1 漁業用機械等購入資金貸付金についての質疑

(B 委員)

まず1点目は函館市在住の方を対象にということなのですが, 函館市全部の漁業協同組合なんですか。

(説明者)

函館市の漁業協同組合は全部で5つあります。この5つが対象になっておりますが, 現在, 漁業協同組合に貸付した実績はなく, 個人に貸付した実績がございます。

(B 委員)

そうすると, 10t 未満の船舶を所有している個人の方が申し込んでる感じなんですか, それとも仲介して組合が手続をとって, 申し込んでるという形なんでしょうか。

(説明者)

個人で申し込む形なんですけれども, 漁業協同組合さんの協力を得て事務を進めているということなんです。

(B 委員)

わかりました。

(D 委員)

貸付の実績はグラフを見ればわかるんですけど, 実際の残高の推移というのは, 不良債権のまま未回収の感じがしますけれど, 1年据え置きで7年で返済するというので, 順調に返済されていると思いますので, 貸付残高自体はどれくらいあるのか。

(説明者)

ちょっと時間いただけますか。

(D委員)

それと、先程のご説明で、市町村合併で、急激に増えたということで、それまではどのように推移していたのか。

(説明者)

合併する前は、函館市には2つの組合がございまして、函館市漁業協同組合と銭亀沢漁業協同組合。それぞれ需要の実績、要望というものがあまして、予算化していたものですけれども、ほとんどが2,000万円から2,400万円くらいでございました。その後、旧4町村と合併いたしまして、3つの組合が増えました。漁業者数もですね、2,500弱くらいになりました。4つの旧町村には貸付制度がございませんでしたので、合併して漁協をとおして需要額の調査をしたところ、1億円台になり、そこで平成17年度から1億円を貸付枠としたものです。

(D委員)

基本的に漁業の振興のためと思いますけれども、不良債権があまりないと聞きますと、漁業で借りる方は金融機関でも借りること自体は問題ない方ということで、利子の分で負担がありますので、その部分を支援するというそういう趣旨ということでよろしいでしょうか。

(説明者)

制度的には無利子ということと、利子を補給するという2つの考え方があります。これは、無利子ですから借りれる事業者は利息がないものですから、他金融機関の審査よりも有利という考え方で申し込まれているところでございます。国の制度支援の考え方もあるんですけれども、予算額は1億円ということで、例えば1,000万円を10人借りれば、予算もなくなってしまう。5つの漁業協同組合とも協力しながら、漁船を1隻計上する、20トン未満のものを計上することになれば、装備を含めて1億円かかることになります。このような大きな金額のものはですね、国や道の利子補給が伴う制度を活用している。比較的小さいものについては、この制度を活用していただいて、多くの漁業者、組合員の方に利用していただくという趣旨で運用しているところです。

(D委員)

わかりました。

(F 委員)

先程、旧4町村の合併ということでお話があったんですけども、市内に住所を有する漁民には、地域的にはどの方面の方の貸付が多いとか、偏りはありますか。

(説明者)

その時、その年度によって、変わりますので、一概には言えないですけども、昨年度の場合であれば、5つの漁業協同組合のうち函館市漁協が11件2,125万円、それから銭亀沢漁協で、1件48万円、戸井漁業協同組合については18件で2,008万円、えさん漁業協同組合では22件で5,002万円、南かやべ漁業協同組合については14件で、1,492万円というふうになっております。過去3年をみてもその年々でばらつきがあります。

(F 委員)

それでは、4町村の合併になったからといって、多くなったということではないんですね。数的にはね。1億3,000万円から1億円でだいたいすむように、なってきたということですね。

(説明者)

その件につきましては、平成17年度が1億円、平成20年から燃油の高騰がございました。イカ釣り用の船に使うA重油につきましては、当時60円台だったものが、140円台になりました。それまでは船外機を使っていたんですけども、省エネ機器への更新の需要が相当増えたということ。それで平成20年にですね、補正で3千万円増やしていただいた。20、21、22、23年度まで。この例えば船外機でいえば2サイクルのものが4サイクルの機械、昆布の乾燥機などについては、ジェットヒーターみたいなものを使っていたやつを、熱交換の良いものに変えた。4年間行った中で、需要額調査を昨年度いたしましたけれど、省エネ機器への更新も終わっているという漁師の意見もあり、今年度、24年度の予算から3,000万円減額し、1億円にしたということです。

(F 委員)

わかりました。機器が省エネのほうになってきているので、新しい機械の購入が必要になったということを1つの理由のなかに入っているということ。それともう一つ、青い棒グラフのほうで、未回収の内訳で22年度の未回収の額が、急にあるのはどういったことなのでしょう。

(説明者)

22年度の未回収の件ですが、1名が270万円の支払いを遅延したことです。理由は様々

な兼ね合いもあるんですけれども、燃油の高騰や漁業の収入のこと等がございます。その中で分納等の相談を行いまして、少しでも払ってもらうようにしてもらっているところですよ。

(F 委員)

ありがとうございました。

(説明者)

先程、D 委員からご質問のあった件ですが、平成23年度末現在で、残高が1億629万1千円ということになっております。

(D 委員)

わかりました。

(E 委員)

私のほうからはですね、この事業の必要性というところを協議させていただきます。漁業の動向、背景それから、条例制定当時の状況と現在の環境の違いでもってですね、必要性について触れてみたいと思います。今、私の手元には本道の漁業の動向という、北海道農林水産部統計年報というところから、引っ張り出したものがあります。で、これによりますと、この条例の昭和47年制定時から、平成3年までは大きく漁獲量を伸ばしていましたが、それが平成3年から今日に至るまでは超激減傾向だと。で、この条例の第1条、目的などの状況を言いますけど、この条例の目的はですね、先程説明があったとおり、漁業の近代化に即応することといったことで、47年の制定当初から、平成3年に至っては、非常にこういう資金を漁業者が必要としていたと思います。これまでは私は非常に正解な貸付制度だと思いますが、その後衰退傾向、今日にあっては、この47年に施行された条例の内容はもう通用性がないというふうに私は感じております。こういう観点から見ますと、大きく貸付制度を見直す時期が当然平成3年度あたりになければいけなかったと思います。確かに無利子のお金を借りるというのは、誰しもはつきり言って借りると思います。ただ、今の函館市の財政状況を勘案しますと、もうそういうひとつのやりやすい状態というのを少しずつ調整弁を締めていくということも必要となってくると思いますので、私は条例の改正にそろそろ取り組んでいただきたいなと思います。

(A 委員)

私は漁業については、全く不案内なので、この事業の是非については判断しかねるん

ですが、まずは基本的な部分から教えていただきたいのですが、質問させていただきま  
すと、先程漁業者が新しい船を作るときには道か国の支援を受けて、かつこの市の制度  
を使って1隻の船を作るといったニュアンスだと思ったのですが、本体プラス機械とい  
うばらばらに、国・道・市が貸付をするということですか。

(説明者)

市で持ってる貸付制度については、あくまでも機械のみです。船を1つ建造すること  
となれば、それは機械も船体も含めて一体となっております。うちの制度はそこに貸付  
することはできない。

(A委員)

船体等を造る時は、道から貸付を受けると言うことか。

(説明者)

そうです。先程も説明したように、近代化資金というものがあります。これは、北海  
道が1.25%利子補給をする、借りる人に対して。市でも1%利子補給をする。たまたま  
今貸付金利が現在で、2.45%。漁業者は0.2%の負担で済む。

(A委員)

漁船を1つのビジネスとして考えると、機械と船体はばらばらに分けて考えて、審査  
を行うというのは、妥当性があるのかなあと。全体の船というデザインがどれだけビジ  
ネスとして成り立つのか。機械と船とわけて審査を行うというのは、まずはビジネスと  
して判定するのに適切なのかという問題と、業務として重複しているのではないかと。  
ある意味船として1つのものとして、審査したほうが、業務としても効率的であるとい  
うと思うのだが、そういう可能性はあるのかということですね。具体的に言うと、道の  
支援制度と統合できないかという観点から、質問させていただくとともに、もう一点は、  
やはりこういった貸付支援の場合、民間に委託というかそのような視点が入ってくると  
思うんですけども、このような審査に関して、市の制度としてそのまま統合しないで、  
民間で審査を行うとすればできるのかできないのかということの可能性について、お聞  
きしたいということと、例えば貸付支援ということではなくても、民間に委託して、例  
えば債務保証ですね、保証を市が行う、もしくは利子を補給するという民間主体の支援  
制度もあると思うんですけど、そこについての見解をお聞きしたいと思います。

(説明者)

制度資金につきましては、借入の限度額も相当高い。非常に説明のしづらいところな

んですが、市で持っている1,000万円の限度額よりははるかに高いものを借り入れることができる。いくぶん、先程ご指摘のとおり、この制度は機械の貸付制度ですから、例えば、漁船を20年使いました。10年後にエンジンの方がちょっと調子が悪くなりました。そんなときに、なかなか利子補給のある制度資金を使えない場面です。ストックマネジメン的な状態で市で持つてこの制度が活用されているという状況でございます。

それからもう1点。民間についてはそのとおりでございます。漁業者は漁業協同組合の組合員でございますけれども、どこの金融機関からも借入することは可能でございます。ただ、審査の内容や漁業の経営の内容などがあり、なかなか借りられないような時代でございます。そういう意味では選択肢が広い訳ですけれども、少額な100万円未満の船外機が急に調子が悪くなって変えなければならないというときに、この制度を利用してもらっているような状況です。

(A委員)

わかりました。

(B委員)

私の方からもう1つ聞きたいのは他の市町村でこうした制度資金の貸付をしている市町村があるか調査されているのか。函館市のみでやっているものなのか、その辺をまず1点、聞きたいことと、近代化資金ということで、お話しいただいた、マリンバンクさんの制度だと思いますが、大きな違い、助成金の限度額に違いがあるのは分かるんですけれども、新造船の時だけにマリンバンクさんの制度資金が使えるのではなくて、同じくエンジン入れ替えだとか、船外機、レーダー、GPSの入れ替え、そういうものもマリンバンクさんの近代化資金、使えるんですよ。その点に関して、市の制度とどのような違いがあるのか、あともう1点なんです、24年度予算というところがあるのですが、これは1億円ではなくて、1億3千万円ではなかったでしょうか。

(説明者)

まずは他都市の制度でございますけれども、日本国中全て調べたわけではないんですが、北海道の市町村あたりは同じような制度がございます。都道府県も確かめたのですが、青森県、和歌山県などは同様の制度がございます。先日も北海道市長会で水産課長が集まる場面がありまして、他都市にはそういう制度がないということでございました。

それから2点目の近代化資金でございますけれども、制度の趣旨としましては、借り

入れする手続が、漁業者からみれば難しく、時間がかかる面がございます。先程申し上げましたとおり、貸付の利率はありますけれども、北海道が1.25%、函館市が1%の利子補給をするという制度。対象の資金といたしましては、1号資金から7号資金まであります。1号資金は130トン未満の漁船、2号資金については、漁具を保管するような施設、で3号資金は漁場の改良を行うもの、4号資金は漁網などの漁具、5号資金は水産物の種苗の購入費、6号資金は漁村の環境施設、7号資金は農林水産大臣が認めるものとなっておりますが、事業によって助成率が変わるものもあるのですが、市のほうでは、1号から4号資金までに対して利子補給をすることになっております。

それから最後に24年度予算についてのお尋ねですが、これは先ほどご説明したとおり、20年度から燃油が高騰して、3,000万をオンした形で、20、21、22、23としてきたが、平成24年度予算をとる段階で、需要額調査をしたところ、省エネ機器への需要が落ち着いたということなものですから、3,000万を減額したものです。

(B委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(F委員)

1億くらいで大体落ち着いているということですが、審査の対象で漏れた方というのもしらっしゃるのでしょうか。何%くらいの方がこの1億円の審査をとったのか、ということはどうですか。

(説明者)

件数的には、前の年に予算をとるための需要額調査を行います。その中でも1億円の枠は5つの漁協も承知しているところで、だいたい、その1億を超えるか下回るかくらいの需要額でございます。その中でその年の機械を更新しようと思っていたんだけど、漁業収入が悪くて、借りれないところも出てきますし、それから急にでてくるものもありますし、だいたいいまのところはマックスの範囲内で済んでいると考えているところでは。

(F委員)

では貸付を申し込んだ方がある程度100%に近い比率がその中に入っているということではないですか。

(説明者)

はい。ほぼ100%です。

(E 委員)

貸付の資料のマルAの2ページの③貸付事務の執行体制について質問します。これを見ますと部長職，次長職，庶務担当課長，主査，担当，そしてその隣に水産課の体制というのがありますが，これは運営として水産課とこちらの執行体制の方が連結を組んで執行されているということでしょうか。

(説明者)

はい。そのとおりです。

(E 委員)

執行体制について，もうちょっと聞きたいのですが，部長がいると思いますが，もともと部長というのはどちらからお見えになっている方なのでしょうか。

(説明者)

戸井町出身です。

(E 委員)

戸井町出身で，どういった職歴があるのでしょうか。

(説明者)

詳しくは存じていませんが，水産について，戸井町にいるときに担当されていたと聞いております。

(E 委員)

そしたら，一般の方なんですか。

(説明者)

そうです。一般の方というか，一般の職員の方です。

(E 委員)

一般の職員とは，どちらの職員の方ですか。

(説明者)

合併する前は戸井町の役場の職員です。

(E 委員)

役場の職員から，部長として起用したんですか。

(説明者)

市町村合併いたしまして，4町村全ての職員が市役所の職員になったわけです。函館市の職員になったもので，当時は主査でありましたけれども，今は昇格いたしまして，

部長をやっているということです。

(E 委員)

例えばこれは貸付事業ですから、例えば金融に詳しい方ですとか、通常は私はそういう方を頭につけるべきだと思うんですが、そういう方じゃないわけですよね。

(説明者)

合併直後は水産課に所属していました。

(E 委員)

それでしたら、組合員の中に顔ききがあるという話ですね。そうすると、需要額などの調査も円滑に行えるということですか。

(説明者)

職員を起用したのは、上のほうの考えで、部長職は市長が決めることになります。

(E 委員)

では、当時の市長が決めたということなんですね。次長も同じように決めているということよろしいですか。

(説明者)

そう思います。

(E 委員)

そうすると、部長と次長がこの枠内でどういう仕事をされていますか。

(説明者)

農林水産部でございますので、当然、漁業もありますし、農業もありますし、林業もありますし、市場も2つ持っております。

(E 委員)

具体的にどのようなことをしているのか、教えていただきたいのですが。

(説明者)

それら部の業務の総括をしている。

(E 委員)

総括ですか。例えば需要額の調査をして、これは調査をして条例でですね、貸付の対象者の条件が備えられているわけですよね。それなのに部長と次長がいて、円滑に物事を進める必要がないじゃないですか。

(説明者)

これは実際に貸し付ける際の決裁の部分を表にしていまして。

(E 委員)

決裁をするために、ということはハンを押すということですね。この決裁というのは最終的には市長が結論を出すということなんですよ。

(説明者)

専決代決規程というものがあまして、金額によって、専決者が変わるんですね。

(E 委員)

そういうところで、その規程に基づいて事務をやっていると。規程を変えたらどうですかね。課長あたりの最終報告で、決裁が市長からおりればこの部長、次長はいらないわけです。私はそう思うんですけどね。

(説明者)

市の組織というのは、農林水産部に関わらず函館市としては、必要に応じて次長というものも配置している。それ以上のことについては私からは説明しかねる。

(E 委員)

わかりました。

(B 委員)

20トン未満の船舶を所有している漁業者を対象にしているということでしたが、これは制度発足当時から20トン未満ということなのでしょうか。

(説明者)

昭和43年の発足当時から20トン未満ということですよ。

(B 委員)

20トン未満の船舶というのは、我々から見ると結構大きいイカ釣り船、入舟町あたりの船は10t 前後だと思うが、当然船が大きくなるとレーダーだとか漁業機械も性能のいいものを、となると思うんですが、これトン数をもっと下に下げるということはできるんですか。

(説明者)

できるかできないかといえば、できるが、20トン未満というのは遠洋なりではなく、沿岸漁業の漁業者に対して貸付をするという目的で、20トン未満ということにしている。

(B 委員)

先程ですね、貸付対象となっているのは、船外機船だとかレーダーやエンジンなどあ

りましたけれど、船外機の数から行くと、3tとか1t未満という船が多いと思うんですよ。対象と見込みがかけ離れたものになるのかなと感じるのですが、どうでしょうか。

(説明者)

現実はですね、漁業者が今現在2,350弱くらいいるんです。この8割以上の方が何らかの形で、昆布やウニなどを採っており、一人で船を2隻以上所有している人も数多くおられます。沿岸漁業の浅海域の昆布やウニを採っている漁業者と、それから、入舟地区と行った松前までイカを追っていく漁業者、また戸井ではマグロのはえなわ船もある。借入の実態については、1トン前後の船の船外機が今多いということです。

(B委員)

わかりました。ありがとうございます。

(D委員)

先程の貸付金の残高について、勘違いしたのかもしれませんが、毎年毎年1億円前後を貸し付けるということではなく、あくまでも残高が1億3千万くらいになるように打ち切っていくということか。

(説明者)

今現在、資金の残高については1億円の予算をとっている。その年に組合からとった需要調査に基づいて、予算計上していくということもありまして、その範囲内で貸付をしているということです。

(事務局)

残高が1億円よりも多いイメージなのだが。毎年1億円貸して行って、10年間で返済させるならば、5億円くらいの残高があってもいいのではないかということなのだと思う。

(説明者)

貸付については据え置き期間がありまして、毎年5年、7年の償還期間があり、先程お話しさせていただいたのは、23年度だけの残高でございまして、全体で申し上げますと、3億6,989万5,165円となります。

(D委員)

ということは、それだけ市のお金が動いているということですよ。本来は借りた方がいれば金融機関から、利子の負担は別にして、それだけの金額を借りて払えばいいということですね。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

(進行役)

それでは、判定結果の発表を行います。

漁業用機械等購入資金貸付金では「廃止の検討」が1票、「制度の抜本的な見直し」が3票、「実施内容や手法の改善」が1票であったため、判定結果は『制度の抜本的な見直し』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

(進行役)

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

---

## ■2-1-2 消費生活センター管理委託料についての説明

---

- ・資料に基づき、市民部くらし安心課から説明

---

## ■2-1-2 消費生活センター管理委託料についての質疑

---

(B委員)

よろしく願いいたします。実はですね、私個人の意見なんですけれども、消費生活センターが棒二さんの6階にあるというのを今知ったんですよ。それだけたぶん市民に伝わっていないのではないのかという感覚が、私のほうにありますね。その辺の周知の仕方はどうなのか、市民にどういう風に伝わっているものか、まずそれを教えていただきたいのが1点です。

(説明者)

現在、消費生活センターのPRにつきましては、消費者月間—先月だったんですけれども、における街頭啓発活動、それから市庁舎1階ホールでの消費者パネル展、それから秋に実施されております消費者祭り、さらにはさまざまな団体主催によるですね、いわゆる消費者の保護講座みたいなので出前講座というものもございますので、そういったところで消費者センターの存在をPRしているほか、不定期ではございますが『市政

はこだて』への掲載，これは「消費者問題でお困りの方については消費生活センターへお電話を」というようなご案内でございますが，そういったご案内，それから市ならびに受託団体—具体的には消費者協会でございますが，消費者協会のホームページでの案内も併せて行っております。普段，日常的に意識されない窓口ではございますが，逆に何か問題が自分の身に起きるとですね，相談窓口ということで，私どもくらし安心課の市民相談窓口も持っておりますけれども，そういったところにお問い合わせをいただいで，そこから消費生活センターに繋ぐですとか，そういったようなこともさせていただいております。いずれにいたしましてもですね，ご指摘の点につきましては私どもとしてもですね，やはり真摯に受け止めなければならない問題と考えておりますので，委託先である函館消費者協会にも連携をはかってですね，『市政はこだて』への掲載回数をかなり増やすとか，一層のPRに努めてまいりたいという風に考えてございます。

(B委員)

今の話でですね，市民からの苦情ということで，市のほうにまずお電話があったりということのほうが，私の頭の中では多いのではないのかなっていう，結局，市が仲介役になって消費者センターのほうに電話を回す，行ってもらおうという形を取っている状況ということは，たぶん年間としてかなりあるのではないかなと思うんですがどうですか。

(説明者)

具体的な数値はちょっと今申し上げられないんですけども，年間で1,300件あまりの相談がございますので，その1,300件市のほうにですね，直接数百件・数千件という形ですね，私どものほうには相談はきていないという風に受け止めてございますので，直接何らかの形で，問題があった時にお調べになって消費生活センターのほうに直接ご連絡される方のほうがむしろ多いのかなという風に思っております。ただ，「どのようにお知りになりましたか」という具体的なアンケート等のデータを持ち合わせてございませんので，そういった意味では，そういった調査も必要だという風に思います。

(B委員)

アンケートは一応取られているのですか。「消費生活センターにどういったご相談でお越しになられましたか」だとか，あとは「どちらからの情報で消費生活センターのほうに依頼をしたか」っていう，そういう形では取っていないんですか。

(説明者)

すみません，そのデータをですね，そういうアンケートを取っているかどうかをちょ

っと私ども把握してございませんでした。申し訳ございません。

(F 委員)

よろしくお願いたします。函館市消費生活センター、私は知っておりましたけれども知らない方が多すぎます。知り得たのは、そういう要するに生涯学習とかそういうお勉強をしている方々のご存じですけれども、この今のネット通販なり携帯とかいろんな問題を抱える市民のレベルでの周知は非常に低いですよ。だからその辺は、市民の側のほうではどのようなご指導をなさっているのか、それがひとつ。

それから棒二森屋にあるということも非常に知らない人が多い。棒二森屋6階にある利点は何でしょう。

それともうひとつです。函館市消費生活センター指定管理者職員配置状況というのがあるんですけども、こちらのほうに事務員さんが、常勤2名、非常勤1名、いらっしゃいます。それから相談員さんが6名と。毎日いらっしゃるのどのような方がいらっしゃるのか、たとえば常勤が1名いて相談員がシフトで何名ですよというところを知りたいのと、この方々が、消費者生活センターとかこういう方たちは専門の勉強を確かされている方々と思いますが、どのようなお資格を持ってここにいらっしゃるのか、そして相談員さんはもちろん資格がなければ確か駄目だと思うんですけども、この事務員さんのほうたちもどのようなお資格とかお勉強をなさっているのかちょっと知りたいと思ひまして。結局、予算の多大なところは人件費が多かったんで、たとえばリーフレットをどうするかとか、啓発事業とか、そういう方面よりは、どうも人件費にかかっている分が多いなというのがありまして、じゃあその方々はどのようなお勉強をなさって、そのことに対してどのような効果を検証しているのかなというのがありまして。よろしくお願いたします。

(説明者)

まず市民への周知ということにつきましては、先ほどB委員からもご指摘がありましたので、私どもとしてはもっともっと周知という風に考えたら良いんですけども、その辺はもっとPRを考えていきたいと思ひます。

それから棒二森屋に開設された経過でございますが、すでに設置から相当の時間を経て一40数年近く、設置した経過がございますので、正直、詳細な経過は記録にございません。ただ、消費生活センターのはしりがですね、昭和40年に兵庫県が神戸市内に開設した神戸生活消費センターというのがひとつのはしりだったというか、そういう消費者

生活センターの原型みたいなのだという風に言われておまして、その設置場所の選定に当たりましたですね、当時の雰囲気として住民にとって役所というのはなかなか足を運びにくいと、そういうことを考慮してむしろ買い物空間である駅前の方が良いんじゃないかと、そういったようなことですね、ターミナル駅前に開設されたという風にお聞きしております。こうした当時の雰囲気といたしまして、消費者相談窓口は役所の中ではなくてむしろ買い物空間へ設置したほうが良いんじゃないかというのが、ひとつの流れであったんだろうという風に推察しております。こうした中ですね、函館の場合は駅前に立地する地域の一番店であります棒二森屋さんに設置の協力をお願いしたのではないかなというふうに私ども考えております。ただ、40年近く経っていますので、周辺事情も変わってきたり、商店街も変わってきておりますので、そういった部分でいろんなご意見もあるかと思えますけれども、経過につきましてはそういったところかなという風に考えております。

それから消費生活センターの人員配置についてでございますが、日常的にですね、見ただ目で「座っている」と、事務室に行った時に人が何人いるかということになりますと、常勤の所長さんが1名、それから事務管理主任が1名と、それが事務方でございます。相談窓口にはですね、お手元の資料には2名という風に記載がございますけれども、ルーチンですとか出前講座の関係とかいろんな関係でですね、3名が窓口に配置されているという場合もございます。ですから常時2名～3名が相談員として配置されているといったような形になってございます。6名いる相談員でルーチンを組むというような形でございます。それで事務方なんですけれども、所長は今現在は一個人の資格ですので絶対にこれがなきゃ駄目だということではないんですが、今現在、所長さんは行政書士の資格をお持ちでいらっしゃいます。それから事務管理主任については、日商簿記の検定、それから日商ビジネスコンピューター検定の資格をお持ちになっています。それから非常勤の方なんですけれども、この方は珠算検定ですとか、一般的な経理に関する資格をお持ちになっています。それから相談員はご指摘のとおりなかなかいろんな知識が必要だということございまして、相談員のうち3名は独立行政法人国民生活センターの理事長が認定いたします消費生活相談員の資格をお持ちになっています。それからそのうちのひとは財団法人日本産業協会の消費生活アドバイザーの資格を併せて有しておられます。それからちょっとずれますけれどもその3名様につきましてはですね、あと宅地建物取引主任者・貸付業務取扱主任者の資格をお持ちの方もいらっしゃいます。ただ、

残りの6名のうち3名様につきましては、採用された年月が浅いこともあり、そういった資格については今のところ持っていないと。ただ、今スキルアップということで定期的に研修をさせたりですね、それから他の有資格者のアドバイスを受けながら相談対応に当たっているという形です。絶対に有資格者でなければ相談窓口でお話を聞けないということでは決してないと思いますから、当然法的知識ですとか対応が分からないことには有資格者に聞くだとか、時間を置いて弁護士さんに相談するだとかいうこともあろうかと思しますので、今のところそういったような形で回しているという風に聞いております。あとは資格を取得する時ということで、これは個人のものですけれども、もうひとり近々に相談員の資格を取る予定だという風に聞いております。

棒二森屋での開設の利点は、土日祝日もやっているのと、先ほどお話もありましたけれども土日祝日もずっと空いていると、役所の場合はどうしても土日祝日は閉まってしまうということで、むしろああいう商業施設に入っているといつでも、結構全国的にも有名らしくてですね、日曜日とかにどこかないかというとなぜかここに電話が入る、棒二に電話が入ってくるということもあるそうです。

(F 委員)

ありがとうございました。

(A 委員)

よろしく申し上げます。ちょっとお伺いしたいのが、棒二森屋さんに入っているということに関して、たとえば商業施設というのは、消費生活センターから見ればある意味「監督施設」じゃないですけど「監督先」だという風に、ちょっと利益が、要するに相反する可能性があるような施設で、しかもショッピングセンターの中ならともかくやはり単一の商業施設さんの中に入っているというのは、場所代ってどれくらいたとえば借り賃払っているのかという問題も絡んでいて、そこら辺難しいと思うんですけども、まずその1点についてお伺いしたいんですけども。

(説明者)

棒二森屋さんとの賃借料でございますが、この調書の様式の関係で「委託料」ではございませんで、実は函館市が直接お支払いをしています。年間で1,807,350円となっております。月額にいたしますと月15万、賃貸面積は33.47坪ございまして、月坪でいきますと4,500円ということになります。これが安いのか高いのかっていうのはですね、いろんな物差しがございますので、一概には良いのか悪いのか、職業柄何かご意見があ

るかもしれませんがけれども。

(E委員)

適正です。一般的です。

(説明者)

ありがとうございます。一応そういったことですね、月坪4,500円ということをお願いをしてございます。それから消費者行政と、いわゆる事業者というのは相反するのではないかというご指摘につきましては、棒二森屋の中にあるから棒二森屋で買い物をすると消費者協会からお目こぼしがあるとかですね、そういったことはもちろんございませんし、そういった風に改めて聞かれますと、そういうご意見もあるのかなという風には思います。が、先ほども申しましたとおり設置した当時の空気はむしろ、役所なんかにあるよりは買い物の場に出ていたほうが消費者の方の声・意見が言いやすいんじゃないか、相談しやすいんじゃないかということで棒二森屋さんのほうに白羽の矢が立ったと、おそらく当時はですね、いろんな商業施設が他にもございましたので、ご紹介申し上げたりご協力のご相談とかもしたかとは思いますが、結果棒二森屋さんだつたということで、私どものほうでは受け止めております。

(A委員)

ちょっとその点については、「受託事業決算」とかのほうに借り賃の項目がちょっと分からなかった、市が直接払っているというのがちょっと読み取れなかった面があって、ちょっとそれをお聞きしたということです。

もう2点ありまして、1市9町で協定を結んでいるということですが、他の一たとえば町とかから、たとえばお金を函館市がある程度もらっているとか、何か便宜を交換しているとか、そういったことはどうでしょうか。

(説明者)

お手元の事業仕分け調書に「特定財源」という項目がございます。そこに1,446,000円という風に計上されているかと思うんですが、まさにこれがそれでございまして、ただこれは役所の仕組みなのであれなんですけど、消費生活センターの維持のためには、これに先ほども申しました180万円の賃貸料がかかるので、特定財源は実は1,613,000円となります。各市—9町村から頂戴している、いわゆる負担金というお金は。これを棒二さんに払っている賃借料と、それから委託料の相談業務に関わる経費というのをを出しまして、それを按分して、1,613,000円を分けてですね、一般会計の予算の特

定財源と、こちらの委託料に関わる特定財源という風に、ちょっと分かりづらいですけども、残りの20万円はどこへ消えたということになるんですけども、それは賃借料のほうの特定財源として計上してございます。ただ、結論から言うと、1,613,000円が特定財源として計上されている形になります。

(A委員)

あと1点、函館市の「観光都市」という特性を考えると、たとえば他地域の方が観光でいらっちゃって、たとえばお土産で蟹を注文したけれども、見たものと送られてきたものが違うとか、他地域からのたとえば苦情とかそういったものがあるのかもしれないんですけども、そういったものは割合というのはどれくらいありますでしょうか。

(説明者)

正確な割合というのは分かりません。ただ、実は私、前々職が商業振興課でお仕事をさせてもらっていた経過があるんですけども、他地域からの観光客さんは、ここの函館の消費生活センターに問題を持ち込むというよりは、函館市役所の観光課なり商業振興課のほうに直接、もしくは事業者のほうに、お話をお聞きしてというのが一般的な流れでございまして、もちろん消費生活センターで取扱っている案件もあるとは思いますが、全体に占める割合というのはそれほど高くないという風に認識しております。

(A委員)

ありがとうございます。

(E委員)

よろしく申し上げます。センター管理の委託事業の私の考え方・位置付けとしてはですね、どうして未だに「管理委託」というレベルなのかなと思うんです。というのは、昨今、国の司法部でも司法試験の合格者数を1,000人から3,000人に増やしましたよね。これは国内で、混沌としたこういう時代で、新卒の犯罪もどんどん出てきてですね、本当に国民の相談というのは非常に増えているという裏付けだったと思うんですね。という、この条例ができたのが昭和49年ですから、どんどん右肩上がりでこういう相談事例というのは増えていくと、先ほど駅前の中にあるということで、当時は駅前がダウンタウンだったわけですね。それで土日の件も加味して適所だという風になっていたと思うんですが、これをもう一段階底上げをして、市民の、本当に必要機関として認知すべきではないかなというのが僕の評価です。要するに「拡大方向」の考え方なんですけど、あと課長のほうから土日が役所が休みだから棒二にあるんだろうというお話が

あったんですが、そこはですね、私は工藤市長が当選を果たした要因にね、市民と行政の垣根を取っ払うという公言があったと思うんですが、私はこれだけの駐車場を土日遊ばせておく必要もないだろうし、棒二に行けばそれこそ有料な部分もありますけども—これは相談者はカードを出すと無料になるんですか、駐車料金は。そういう部分もあればね、もっともっと函館市役所の本庁の建物を利用して、市民との疎通をどんどん図るべきだと思うんですね。私のほうは拡大方向という評価をしております。実際、私も何度か利用したことありますけども、非常に的確にインデックスを付けてくれて、それで僕は非常に助かったこともあります。以上です。

(D委員)

よろしく申し上げます。私からは決算収支のところで質問させてもらいますけれども、19年から23年まで5年分いただいています、共通しているのが「人件費」のところで、「人件費」の中の「報償費」ですね、相談員からの「人件費」・「旅費」・「研修関係旅費」ですね。こちらのほうが、予算より決算額のほうが全部少ないですよ。それで逆に「人件費」ですよ、事務員さんのほうだと思うんですけど一常勤と非常勤の方の、そちらのほうは逆に予算より決算額のほうが全部大きくなっているんですけども何か理由はございますでしょうか。

あともう1点なんですけれども、決算額—これも年間共通なんですけれども、決算額—実際の実績のほうで、収入の部と支出の部の合計って常にぴったり合っているんですけども、利息—雑収入を除いてですね、予算のほうでぴったり合うのは分かるんですけども、なぜ決算額のほうもぴったり合うのかというのがちょっと分からなかったものからです。

(説明者)

センターとの委託契約というのはですね、平成18年度の指定管理者制度導入前はいわゆる随意契約でございまして、いわゆる管理委託なんですけれども、この管理委託の場合はですね、必ず精算行為が必要となります。平成18年以前ですけれども。精算行為が必要になりまして、平たく言うと「余したら返す」、当たり前の話なんですけれども、そういったようなことで管理委託をお願いしていた経緯がございます。そうしたことでですね、年度末に事業費を精算して余剰金を返還させるのが原則となっておりますものから、当時から協会側はですね、自分のところで被るような形です、もう構わないということで、経費の一部を被るような経理です、市への報告はぴったり合

わせてよこしたと、ですから私どものほうでそういう風に経理しろと言ったことはないんですけれども、実質的には△が立っていたということだとは思われます。ただ、△が立ったままでの報告にはならないということですね、おそらく何らかの経理をやった中ですね、そういった収支が美しい形で作ったんだというふうに思っています。ただ、平成18年度以降につきましては、これはもう公募によりやっておりますので、簡単に言うたすね、「入札で、その金額で落とした」ということになりますので、本来であれば、何らかの経費を節減して余ればそれは自分のもの、協会のものという風になる形になってございますので、そういった経理をやらせた訳ではないですけど、ただ委託の契約をして数十年、ずっとこういった形で、協会としてある意味二枚看板でやってきたということですね、依然としてこういったような形で収支ゼロゼロという形で出されていらっしゃるのかなという風に思います。平成18年度以降についてはですね、こういった経理をしなくても、節減してきちんとした形でくるという形であればそれはそれで良いんですよという風にはお話ししているんですけれども、律儀な形でやっけていらっしゃるという風に私どもは受け止めております。

人件費なんですけれども、すみませんこれ私ども詳しく予算と何でこんなに違うんだということはヒアリングをしたことがなかったです。ただ、人件費の中ではですね、いわゆる時間外の部分ですとか社会保険料の数字がありますので、社会保険料の年率・利率が途中で変わってしまったりするとその分で増えてしまったりすることはございまして、そういったことが積み重なった中ですね、こういったふうになった、変わるのですね、実際に平成23年度ベースでいくとですね、賞与一時間外の勤務手当の分が増えた、それから通勤手当が大幅に変わったと、それから共済費で社会保険料と労災保険料が変わったというのが変動要因でございまして、そういった予算編成時の見込みと決算の、結果として違ったという形になったのかなという風に思います。

それから相談員さんのほうなんですけれども、相談員さんのほうはおそらくですね、ローテーションで見ていたのが、たまたま何らかの関係でローテがなくなったのか出前講座があったとかそういったことでくるったのかなという風に思っております。以上でございます。

(E委員)

本庁の中にね、もう少し専門化した法律相談窓口が1階にありますよね。私は、そこはもう少し突っ込んだ法律的なことを斟酌してもらって、この窓口をですね、左右に付

けるというか、そうすると市役所の1階で用は全部足せると思うんですね。こんなようなひとつの計画を立ててみたらどうかなと思うんですが。そうすると棒二の賃借料はキャンセルになりますよね。

あとそれとですね、賃借料でコピー代というのがあるんですが一コピー使用料、これは27万ほどあるんですけども、これはコピー使用料というどのような形式の、レンタルですか。たとえば1枚いくらか取られるのか、機器を借りて中身を入れ替えるのかといったようないろいろな方法があると思うんですけど、これはどんな方法でやっているのでしょうかね。

(説明者)

詳しくは分かりません。

(E委員)

仮にですね、1枚10円のコピー代とすれば、年間で27,000枚刷っているということで、1日70枚刷っていることになるんですが、相談件数は一日3.5件です。そうすると数が合わなくなってきますよね。それはどのように把握されていますか。

(説明者)

申し訳ありません。リース料、コピー使用料はいわゆる度数と、それと固定の月いくらという二つになっていると思うんですけども、コピー使用料がいくらになっているかというのはですね、ちょっと私どものほうでは把握しておりません。

(E委員)

たとえば賃借料で、他にもパソコンだとか使われていると思うんですけども、それは本庁から支給されているという風に見て良いんですね。

(説明者)

いいえ、全部彼らが委託料の中で賄うという形になっています。

(E委員)

委託業務の中でやりくりされていると。これはどこにパソコンとか出てくるんですかね。「コピー使用料」が「使用料及び賃借料」と同額になって一段項目おろしているんですけども、これはコピー使用料だけだと思うんです。パソコンを使用していればですね、たとえばサーバーとの使用料だとか、そういうものも全部ここに取り込まれていなければならないと思うんです。

(説明者)

そこはおそらく購入してしまっているんじゃないかと思うんです。リース料が発生しない…。

(E委員)

「おそらく」ですか。そうすると、パソコンのサーバーは「通信料」に入っているのかな。「通信料」は電話・ファックス・郵便料、入っていないですよ。

(説明者)

役務費のほうで電話・ファックス、それから郵便料等ございますので、こちらのほうです。電話料は見ている形になってございます。ファックスもございます。ただ、コピーについてはですね、E委員がおっしゃる部分についてはちょっと、はっきりと私どものほうで、申し訳ございません、掴めていないものですから。契約にないものですから。

(E委員)

その辺ちょっと知りたいですね。

(説明者)

平たく言うと委託料の中で彼らがですね、やっているという、公募で選んで—今はですけれども、公募で選んで彼らが受託した中でやっている中のものですから、コピーの契約態様がどうなっているとかですね、そこまで私どもちょっと把握するものじゃなかったというのもありまして、把握してございませんでした。

(E委員)

そうですか、それとメールでの相談窓口というのがね、IT化されてきていると思うんですね。いちいち窓口行ったり電話じゃなくても、メールで相談してメールで返すとか、そういうようなモバイル式の相談窓口化というのは、今後においてですね、検討されているんでしょうかね。

(説明者)

メールでの相談件数がどれくらいあるかっていうのは、申し訳ありませんちょっと把握していないんですけれども、ただ、大半がですね、電話と、それから直接センターにいらっしゃる方だという風に聞いておりまして、その割合につきましては電話が8割、ですからメールで打つよりは電話でも掛けちゃうという人が圧倒的に多いと。

(E委員)

気持ち的にはね、直接声を聞いて相談したいというのがあると思うんですけれども、

今の若い方なんかはですね、ほとんど携帯で打つ。だから、そういうような時代の変遷というのをですね、取り入れていく、棒二でやっていること自体が分からなかった人がこの評価委員の中にもいるくらいですから、もう少しその辺ね、環境を変革していくということを努力されてみてはいかがでしょうか。

(説明者)

わかりました。ご意見として頂戴いたしましたので、早速協会のほうと話をさせていただきます。

(F委員)

2点、決算表の「負担金」―「受講料」とありますが、これはどのような時に使われているのか、それと出前講座の場合、市内だと思んですけど、出前講座の時は講師はどなたがやられることが多いんですか。

(説明者)

「負担金」につきましてはですね、いわゆる消費生活関係のアドバイザーですとか、そういった関係のスキルアップのための講習会に参加料として支払うものです。

(F委員)

相談員さんが出席したものに対してですか。

(説明者)

そうです。それから、出前講座は基本的には相談員さんに行っているという形になってございます。

(B委員)

他の自治体に、同じような消費生活センターがあるものか、あともしくは道の部局として発信場所があるのか、それだけ教えていただけますか。

(説明者)

実はですね、センター自体はですね、全国に津々浦々と言ったらちょっとオーバーですけども、相当数ございます。それで法律上ですね、消費者保護に関わる相談窓口というのはすべての市町村が有しているというのが法律上の建前とってございますので、一応どこのまちにでも消費者相談はできることになっているんですけども、ただ、「消費者センター」あるいは「消費生活センター」という名称で施設を開設している主な都市、すみません数えていないんですけども、道内におきましては、本市のほか、札幌・旭川・室蘭・苫小牧・釧路・北見・岩見沢・網走・稚内・美唄・赤平・紋別・根

室・滝川・登別，まだまだちょっとあるんですけども，そういった主要な市にはほとんど「消費生活センター」という名前で，あと小樽なんかは「消費生活窓口」とかっていう風になっているみたいなんですけども，そういったような風になっております。そして設置率なんですけども，全国でいくとですね，自治体数が1,568になって設置率が91.1%だという風に，人口カバー率でいくと98.3%という，そういったような比率ということで，消費者庁のほうでは発表してございます。

(B委員)

はい，わかりました。ありがとうございます。

(進行役)

そろそろ，時間となったので，評価に入ります。各委員は，評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

(進行役)

それでは，判定結果の発表を行います。

「民営化を検討」が1票，「制度の抜本的な見直し」が1票，「実施内容や手法の改善」が3票であったため，判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

【委員のコメント紹介は，結果に記載してあるため省略】

(進行役)

以上で，この事業に対する事業仕分けを終了します。

---

### ■2-1-3 梁川交通公園管理委託料についての説明

---

- ・資料に基づき，市民部交通安全課から説明

---

### ■2-1-3 梁川交通公園管理委託料についての質疑

---

(A委員)

先ほど特定財源のほうから330万円ほど入っているということで，これはゴーカート使用料が主だというふうなご説明だったんですけども，他の関係する諸機関とか諸団体からの収入とか，ゴーカート使用料以外の収入についてはありますでしょうか。

(説明者)

いいえ、ありません。ゴーカート使用料のみです。

(A委員)

交通公園のほう前通りかかった時に、何々協会という垂れ幕が掛かっていたので、そういったところからの何か収入があるのかなと思ったんですけども、一切無いわけですか。寄付も受けていないわけですか。

(説明者)

今のところですけども、当時はその看板を寄贈していただいた、その中には寄贈者の名前が書かれていましたが、そういったものの収入はございません。

(A委員)

あとかなり昔から一昭和44年から函館地区交通安全協会、今の中央安全協会が委託をして、平成18年から指定管理者として委託を受けていますけれども、可能性として、どうしてこの管理者がずっとやっているのかといったことについてご説明をお願いします。

(説明者)

指定管理ですからうちのほうで条件を出してということで、それに応募があったということなんですけども、それ以外に応募はなかったというのはまずあります。説明会のほうにはですね、今回はもう1者さんいらしたんですけども、実際には交通安全教育の施設で、レジャー施設ではないということで、制限もあると、例えばゴーカートで競走するというようなことは一切認められないし、そういうようなことがあって、実質的には中央安全協会1者だったということです。

(A委員)

具体的な公募する時の基準として、交通安全協会以外の事業者が事実上受託できないような、何かそういった基準とかはありますか。

(説明者)

それはありません。

(A委員)

たとえばどういったものが基準でしょうか。民間の方が辞められたというのはどういった理由でしょうか。

(説明者)

今回の基準でよろしいですね。すべてを読んでいくわけにはいかないんですけども、通常は指定管理者の注意事項程度で、特にうちのほうからは、今言ったような「交通公園の供用に関する事」ということで、たとえば細かい規定はないんですけども交通公園の使用の許可及び占有に関する事、それからゴーカート使用券の発行だとか、自転車の貸し出し、入園者数の把握だとかそういったような仕様は付していますけども、特にレジャー施設といったようなものは一切ありませんので、先ほど調書にあったような項目をそのとおりに説明しています。

(A委員)

あと1点、費用対効果に関する事で、費用の面だとか事業実績だとか、もしかしたら利用者に感想アンケートを取られているかと思うんですけども、それ以外の話で、この施設があることで、具体的にどういう効果があるのか、おそらく感想アンケートを取れば「ちょっとは勉強になった」みたいな感想を書いてくると思うんですが、それ以外で、たとえば交通公園を体験した学校とそうでない学校とでは事故率がずいぶん違うだとか、そういった数量的な何か、データはございますでしょうか。

(説明者)

そういった部分ではですね、なかなかこういう施設でどういうところが減ったとかっていうことは、科学的にも証明しづらいと思うんですけども。ただ、満足度といったような部分では、来た方が、ほとんどの方が満足しているということはありません。交通事故というのは本当に注意していても突然起こることもあるので、一概にそれがあつたから減ったということはないと思うんです。この間も児童の列に突っ込んで行った自動車の事件もありました。そういったもので数も増えているわけですし、そういったこともあつて、この教室をやつたから減つたというわけではないと思うんです。ただ幼児ですとか児童というのは、繰り返し繰り返し教えることによって、例えば飛び出しだとかといったようなことも寸前のところでやめるというのはやはり子どものした経験ですとか、そういったことをした中で、抑止力というものが働くものではないかなというように思うものですから。

(A委員)

昭和44年からやつていく中で、日本の社会とか交通事情もずいぶん変わったと思うんですけど、施設を拝見する限りでは結構レトロな雰囲気のままと。それで果たして意味があるのかなと、正直「憩いの場」とか、「市民の思い出の場」とかそういった特性な

んでしょうけど、それなら別に公園を整備すればいい話であって、交通安全という目的が達成されているのか、分かりにくいとは思いますが、それを検証しようとしたことがあるのか—これは公園のほうからということで、お有りになるのかなと思ったんですけども、どうでしょうか。

(説明者)

そういった意味の調査というのはなかなか難しいのかなと。ただ、交通事故が減ったとはいえ、やはり守るのは子どもの命で、「交通安全」というのはそういった部分ですので、なかなか数量では計りづらいということですが、こういう交通公園を使っている子どもたちに体験させるということは、少なからず交通安全の一助になっているんじゃないかなというふうに私は思っております。

(A委員)

ありがとうございました。

(D委員)

よろしく申し上げます。まず「施設の利用状況」で、23年度の月別の利用者の表があったと思うんですけども、4月から10月まで開園してまして、こういった人数も実際出ているんですけども、これよりもっと詳細なもので、たとえば曜日別ですとか、時間帯別ですとか、天候別とか、そういった資料というのは。

(説明者)

あります。全部、市としていただいておりますので。1週間だけで良ければ読み上げますが。

(D委員)

たとえば特徴的なものがわかればもしいただければ。

(説明者)

土日や夏休みに集中しています。多い時で600人とか、雨が降るとかなり少なくはなりますけども、平均すると60人くらい。

(D委員)

ありがとうございます。それと、次は収支決算のほうなんですけれども、支出のほうを見ますと人件費がかなり8割くらいを占めているようなんですが、人件費の項目の中で、手当ですね、夏期手当・冬期手当・管理手当という名称があるんですが、これはどういったものなんでしょうか。

(説明者)

例えば出し方によっては意欲が沸くとかそういった部分があると思うんですけども、月に直すと夏季手当を足したものでも、だいたい多い方で月15～16万、低い方は月14～15万というような、これはそれほど高い金額ではないというふうに思っています。

(D委員)

そうすると「管理(手当)」というのは。

(説明者)

これは主に閉園中の手当なんですけども、閉園していても毎日欠かさず点検してもらっているものですから。

ちなみに月に直すと3万円です。交通費も入れて1時間1,000円というぐらいの感じなのかなと。

(D委員)

19年度から23年度まで5年間の収支決算の資料をいただいているんですけども、決算額の収入の部の合計と支出の部の合計というのが全年ぴったり一致しているんですけども、ぴったり一致するようなことなんでしょうか。

(説明者)

これはですね、ある程度協会さんに任せているんですけども、その中で、たとえばガソリンが高騰した場合などについての部分が入っているのかということですね、ある程度そういう調整をしてもらったり、それから23年度を見ていただきたいんですけども、たとえば「管理費」の「修繕費」で、ゴーカートの修繕料の予算313,000円が実際には111,287円の決算なんですけども、これは自動車整備ができる方がいて、通常であれば点検は業者に委託しますが、点検をその方にやっていただいたという、そういった内部努力、マンパワーも加味して、その分をタイヤだとかガソリンだとかかかる分に調整したということはある。

(B委員)

2点ほどお聞きしたいのが、まず1点目はですね、ゴーカートの収益が、約半分までいかないでしょうけど40%くらいありますよということで、行っている事業だとは思いますが、利用料金制度に変更していくということは考えられたことがあるのか、もしくは検討作業として未だに残っているものなのか、それがまず1点です。

あともう1点ですね、追加で指定管理者業務実績シートというところで、平成23年度

でいただいたものなんですけど、私が気になった数字が1個あるのがですね、アンケートの実施なんですよ。入園者アンケートが平成23年度4月1日から10月30日まで実施しています。入園者数を見ると、平成23年度は26,370人いるんですが、アンケートになると83人とあまりにも少ないと。これはアンケートを利用者の実態把握には使えないのではという感じがします。せめて半分、ないし3分の1以上の方がアンケートを出していただければそれでそれを参考にするということ是可以すると思うんですが、ちょっとあまりにも少ない数字なのではないかなということで、この2点だけ、説明していただければと思います。

(説明者)

利用料金制についての検討はいたしましたけれども、この公園自体が交通公園ですから、指定管理から利用料金に移行するならば例えばインセンティブといったものも考えなければならないと思うんですよ、業者の方は。屋外施設であってイベントをするにしても雨が降ったら中止にせざるを得ないとか、あとさっき言ったようにゴーカートで競うというようなことができないとかっていろいろな制限があるので交通公園として制限とかそういったような部分もあったりして、受け取る側に対してインセンティブを入れにくい事業なのかなということもあってですね、今は委託料と収入を別にしてということで実施しています。

それからアンケート、確かに言われたような形ですね、置いておくだけで気になった人だけ答える形だったものですから、これは早速改善してまいりたいと考えております。

(B委員)

とりあえずですね、昭和44年開設ということで、委託先が函館地区交通安全協会ということではほとんど1者というか協会さんが運営されている中で、交通安全に関する周知ということは、来る方来る方には皆さんにご指導されていると思うんですよ。ただですね、市として利用料金をもう少しいただいてやるというよりは、ほとんど民間経営に近い状態でやっているんじゃないかなというのは私の一意見なんですけど、交通安全を目的とした民間経営という形でやっているのであれば、趣旨はそのままのおりで良いと思うんですが、どうしても市の予算を使ってこういう風にやるよりは、企業努力的なものがもう少し見られたほうがもっとも良い制度・良い施設になるんじゃないかなということで、意見として述べさせていただきます。よろしくお願ひします。

(F 委員)

よろしくお願いたします。まず設立当時―事業開始年度が昭和44年度ということで、その当時はきっと自転車走行でかなり授業とか教室もありましたし、その時はとても重要性があったんだろうと思うんですが、函館市は体験教室、体験的な教育施設が少ないという中で、大事なひとつの事業であったとは思うんですね。ただ私の場合は、一週間に1・2回通るものですから、しかも午前中通るものですから、ほとんど稼働していませんよ。しかも後ろのほうには普通の公園ありますよね、河川の。で、向かい側が小学校という、そういう利便性ですよ。ですから、初め入園者数を見た時に、そんなにないかと思って、ただ児童公園の延長で、入園料を取らないから、児童公園の延長で入る分はできるんですよ。だからその分で人数はかなり多くはなると思うんです。ただゴーカート料金の事業として、一般財源としてあるんですけど、そのところで、やっぱり市のところでもう教育施設として向かうのか、そうじゃなくて事業を行う施設として向かうのかというところでは、ひとつ方向性をきちんと持ったほうが私は良いと思いました。昭和44年当時はそうであろうし、そしてまた今も交通安全教室というものは、ほとんど学校とか幼稚園が団体で校外活動として行くのはほとんどないんですね、できないんですね。だから、ほとんどグラウンドに運輸会社がきて交通安全教室をやるとか、あと交通安全協会のお姉さんが紙芝居をやるとか、そういう形でのものがほとんどだと思うんですね。だから近くの、周りの子どもたちと、それから夏休み、体験教室というか、体験する場があまりにもないので、親はじゃあ交通公園に行ってゴーカート乗ろうかと、そういうのもあると思うんですが、そういう意味ではその方向性をやっぱりきちんともうそろそろお考えになったほうが私は良いと思いました。ただ事業収入があるので、それも考え方ひとつで良い方向に行けるのではないかと思います。それと後ろの公園も使っているいろんなことができるのではないかなと、そうすると今度、部局が違くと出来ないことも多いと思うんですが、違うやり方をやっぱり考えていかなければならないと思っております。

質問としては、今まで聞いてきたものでよろしいんですが、2つに1つの方向性として市のほうで何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

(説明者)

交通安全課としてはやはり教育的施設といった方向で今後も運営したいと思えます。今おっしゃったような、昔はバスを使って小学校が来たことがあったけども今はなくな

ったと、来ずらい部分もあるんですけども、今私たちが考えているのは、幼稚園バスなどがあるのであれば、そういうもので来てもらえないかといったようなことをお願いして、これから進めていきたいなと思っております。

(E 委員)

昭和44年スタートということで、それから現在に至るまで約40数年ですね、かなり交通事情が多様化していると思うんです。私の考えとしては、こういう多様化している時代に幼児・小中学生の安全性というものを考えるのであれば、こういう施設というのはもっと拡充する方向、というのは私の考えなんです。ただし、拡充したからといって経費もそれに伴って拡充したら困るんで、ちょっと1・2質問なんですけど、まずゴーカート、これに給油するガソリンというものが発生すると思うんですけど、一人乗りが12台、二人乗りが9台ということですね。一人乗りのタンクには何リッター入るんでしょうか。

(説明者)

今すぐにはちょっと…。

(E 委員)

もう何年もやっていて分からないんですか。まずですね、なぜこんなことを聞いたかということ、ガソリン利用料金がですね、27万円も掛かっているんですね。今の価格の140円で割り返すと1,935リッター入るんです。そうすると40リッターの満タン車で約50台分のガソリンが入ることになるんです。だからこういうところのランニングコストをどのようにですね、計算されているのかなと思って、今ちょっと試しに聞いてみたんです。ただそれが分からないということであればまた話は別なんですけども。

(説明者)

周回前にですね、職員が点検の際にそういったようなこともやっています。あと雨降った時に、路面が濡れた場合なども、大丈夫かどうかのテスト走行とかといったようなこともありますけど、今おっしゃったようなことも含めて、ちゃんとしますので、よろしくをお願いします。

(E 委員)

それとですね、給油の仕方はどんなような感じでやっているんでしょうか。

(説明者)

給油はタンクですね。

(E 委員)

タンクに入れて、個別タンクで、それに入れて常時中間サーバーのほうに入れてやっている。

(説明者)

そうですね。

(E 委員)

あとですね、土日、一日600人ほど入るといふうに伺っているんですけども、ほとんど車か何かで来ると思うんですが、駐車場なんかはございますか。

(説明者)

確かに狭いのですが、日曜日は若干ですけども前のほう駐禁が解かれるので、あとはですね…。

(E 委員)

前のほう解かれるんですか、駐禁が。ということは手狭感があるということですね。

(説明者)

はい。

(E 委員)

この事業の目的は、私の考え方からいくと「拡充方向」ということなんですが、いっそもっとですね、底上げしてですね、しっかりとした施設を持って、たとえば函館市も北斗市も七飯町、そういうたとえば幼稚園・小学生でも呼び込んでやってですね、しっかりとした施設にされてみたらどうかなと思うんです。

(説明者)

そうですね。やはり「函館市」ということがあったので。北斗市・七飯町などにはPRはしていません。

(E 委員)

そうですか。それとですね、この配置人数の配置状況、常勤が1でその他3・4名とありますね。これは常時4人くらいいらっしゃるということですよ。

(説明者)

実際はですね、土日5名、平日については概ね3名体制です。

(E 委員)

やっぱりそうなんですか。私雨降りにちょっとのぞきに行ったんですよ。そしたら1

名くらいしかいないんですよ。

(説明者)

特に雨がハッキリしている場合には、今日は控えてもらって、逆に忙しい日にはその分出て貰うとかはあります。

(E委員)

なるほどですね。そうすると、流動的という話になればですね、極端な話、タイムカードを置いて、今日は朝から天気が悪いと、「今日来ないだろう」と言ったらですね、もうそこで1・2時間でチェックして帰ってもらうとか、そういう風なことで人件費を抑制をするとか、そういう債務負担行為ですからねこういうの、後出しじゃんけんで要求するわけですね市のほうへ。そうすると、そういうような抑えた状態の中でですね、請求するという格好、そういう姿勢というのは今まで考えたことございませんか。

(説明者)

そうですね、市としては、施設の管理が行き届いている、そういう一定の条件を満たせば、あとは受託者のほうの裁量があると思いますので、そこまで細かくは積算の中には入れてませんけれども。

(E委員)

今までは確かに良かったんですけども、こういうのが新聞記事でですね、財源枯渇・基金枯渇だとか、騒がれているわけですよ。それでこんなことやっているわけですね。だから部局のほうでしっかりとした考え方を持たなければ、こういう会議やっているのも常に意味がなくなると思うんですね。ひとつそういうお考えの中で事業を進めていただきたいという風に思いますね。以上です。

(F委員)

幼児はきっと保護者同伴だと思うんですけども、何か規定はありますか。ここの入場に関して。運営するに当たって、幼児はきっと保護者同伴ですよ。そうすると、小中学生はお金を持ってくる子もいれば持ってこない子もいるんですね。小中学生は保護者同伴はいらない。そうすると、低学年でも一回60円のゴーカートに乗ろうと思ったらお金を持ってくるんですね。そういうことでの—教育施設なんだから、子どもが、低学年の子どもでもゴーカート乗ろうと思ったらお小遣いを持ってここに来なければならぬ、そういうことでの、ちょっとした気になったところがあったので聞いてみたんですけど。本当の教育施設として頑張るんだったら、ある程度ゴーカートも無料にして、

ひとり何回という制限付きで無料にして、教育施設ですと、交通安全計画においての教育施設だということぐらいで、頑張ったら、親は応援しますね。ただ、そういったお小遣いを持って行かなきゃ乗れる子と乗れない子が出てくるんだなと思った時には、ちょっと違和感がありましたね。目の前に学校がありますよね。後ろが児童公園でやって来るわけですから、延長で自動車を一生懸命乗ってくるには良いだろうし、たとえば4・5歳で自転車補助輪取る練習しに行こうって言った時に交通公園に行けばいいんじゃないっていう話になれば良いんだけど、お小遣い持たせなきゃゴーカート乗れないということになるとちょっと、教育施設なんだからもう少し頑張ったらって、損得勘定なしに頑張ったらいかがですって、先ほどの、方向性ふたつにひとつどちらかお取りになったらというところで言えは、教育施設で頑張るなら、そのくらいの覚悟をして頑張ったら、赤字でも市民は納得するんじゃないですか、と思いました。

(説明者)

いろんな施設を調べてみたんですよね。確かに無料でやっている、それで制限していて一回2回と、やっているところもあります。今言ったように折衷案みたいなこともですね、考えてみたいと思うんですよ。ただ、平日は無料にする、土日は家族で来るので有料でといったようなこともちょっと今後ですね、検討させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

(F委員)

ありがとうございました。

(B委員)

直接は関係ないかと思うんですが、園内ですと、小学生・中学生がゴーカートを使っているかと思うんですが、事故が起きた場合の対応というのはどういう風にとらわれていますか。

(説明者)

ほとんど起きていないんですけども、何年かに1回ちょっと自転車で転んだとかといったようなことがあれば、職員が対応して病院等に連れて行ったり、あと保険に入っていますので保険で支払ったりというようなことで、やっています。ケアもしていると。その後親に対してということですが…。

(B委員)

なるほど。そうすると保険をかけた状態で管理しているんですね。

(説明者)

はい。

(B 委員)

分かりました。ありがとうございます。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

**【各委員からの評価シート提出後】**

(進行役)

それでは、判定結果の発表を行います。

「廃止を検討」が1票、「制度の抜本的な見直し」が2票、「実施内容や手法の改善」が2票であったため、判定結果は『見直しが必要（廃止を含む）』となりました。

**【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】**

(進行役)

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

---

#### ■2-1-4 水質汚濁調査費, 2-1-5 大気汚染調査費についての説明

---

- ・資料に基づき、環境部環境対策課から説明

---

#### ■2-1-4 水質汚濁調査費, 2-1-5 大気汚染調査費についての質疑

---

(進行役)

まずは、水質汚濁のほうから質疑をしたい。

(B 委員)

水質汚濁調査ということで、私の方から何点か質問させていただきます。各地点から、まず試験サンプルか何かをとって、どちらのほうに送られて、どのように検査されているのか教えていただきたいのが、1点と、あと、活動実績のところ、公共用水域や地下水などいろいろ載っているのですが、工場や事業所の排水監視ということで、年間監視してる地点がばらばらであるが、これはどういった経緯で増減しているのかというこ

とについて教えていただけますか。

(説明者)

調査期間は、今、7社での競争で事業者、民間業者を選んでいるという形になるんですが、実は市内に民間事業者でそういう調査をできる会社が現在1社しかないという状況です。平成21年度までは2社あったんですが、1社が倒産しまして、現在は1社です。そのほかの事業者につきましては、市内に営業所はあるのですが検査をする場所が全部市外、苫小牧ですとか、札幌ですとかそういうところになっておりますので、市内でやっている機関、そこが落札してやっている状況です。

それから工場、事業所の排水ですが、これは事業所に赴いて公共水域に出る排水について調査を行っているということですので、いろいろ計画をたててやっているのですが若干バラつきがあるということと、それから、だんだん下水道が普及してきておりますので、公共水域というよりは下水道処理ということになってきておりますのでバラつきがあるということです。

(B委員)

先程の水質検査のサンプルの話なのですが、市内でサンプルをとっていただいて、その業者が調査を行って、報告書を作るという形ですか。例えば、同じような試験をするとすると、函館では渡島支庁だとか、保健所などでは調査ができないのか。

(説明者)

市立保健所は昔はやっていたのですが、今は水質の分析調査などについては、やっていないということですので、民間にお願いしています。

(B委員)

わかりました。

(D委員)

事業費について、今のご説明でいきますと委託できるのは1社で、委託料で1,260万円が発生しますよと。これと残りの手数料で50万くらい、これは法律に基づいてこれだけ発生するという内容なのでしょうか。

(説明者)

はい。

(D委員)

調書の内容のところに、下の方に現地調査等、原因施設への立入指導を行っている

書いてあるのですけれども、参考になるこういった例があるとか、ちょっと教えていただければと。

(説明者)

水質汚濁につきましては、業者が大変気を遣われているので、特段法令に違反することは無い状態ではあるのですが、逆に河川の油流出ということについては、やはり春先に多いです。今年は特に雪が多くて、一般家庭のタンクがありますよね、これの管に穴があいていてそれが河川に出てきていてというようなことが何件かございました。これは関係課がどこが流出源なのか探して、特定して修理をしてもらっています。

(D委員)

それと、内容ですとか、調査したことによる成果といったことを市民に伝える方法というのうはどういったものがあるのでしょうか。

(説明者)

環境白書というものをまとめておまして、水質汚濁ですとか大気汚染ですとかそのようなものをまとめて公表しております。各地点での調査結果をこのようなものでまとめております。(まとめた冊子を見せる)

(D委員)

わかりました。

(A委員)

私も色々ご質問したいのですが、委託費が1,260万円ということですからけれども、これは大気汚染のほうと質問がかぶっちゃうんですけど、大気汚染のほうはリースで機械を900万円で借りてるということですが、機械中心の調査というイメージで理解しているのですが、水質汚濁については人間が直接行ってサンプルを採取するというところでよろしいですか。(はい)市内の業者に落札されているということだが、これは例えば取り上げたサンプルを市外に持っていくとコストが合わないということか。(はい)例えばこれは類似で秋田や青森などあげていただいています、この業者さんの値段の水準のレベルが他地域での事例と比べて、高いか安いなあと印象はあるのでしょうか。

(説明者)

相応だと思っている。

(A委員)

他の地域の相場と見比べて、相応だというご認識ですか。私からは以上です。

(F 委員)

市民の健康、安全を守るための水質調査等だと思いますので、やっていただきたいと思いますが、活動実績でひとつ数字では水質のほうですね、工場事業所の排水監視の実績のほうで、平成23年度決算見込みが23年度予算に対して、低くなっているというところがあるんですけども、これはどういったことか。

(説明者)

下水道が普及してきておりまして、河川などの公共水域に混入する場合は、水質汚濁防止法の規定がかかるのですが、下水道に混入する場合については、下水道法の規定がかかるという法律的な区分があり、市内の下水道が普及しておりますので、対象となる事業所数が年々減ってきているということです。

(F 委員)

そうすると、下水道のほうは違って、あくまで河川に流入するものだけでいくということなのか。

(説明者)

下水道法のほうは、企業局のほうで対応する。

(E 委員)

法律化されていることですし、国が国民のために立法しているわけですから、それはそれで。ただし、自治体の経費についてはまた別だと思っているんです。その中で1つ質問なんですけど、環境対策課の方には電話が3本あります。課内の環境としては電話がかかってくる頻度というのは、各電話についてはどうですか。毎日のようにじゃんじゃんかかってくるのでしょうか。

(説明者)

かかってきます。苦情が多いです。

(E 委員)

もう一つは環境対策課のほうで、職員構成というのもちょっと教えていただけますか。課長からいると思うんですが。

(説明者)

水質の部分になります。主査1名、大気担当の主査1名、それぞれに担当が1名ずつになっております。

(E 委員)

課全体では、4セクションで8名いらっしゃるということか。

(説明者)

9名います。

(E委員)

そのなかで、関係するセクションの方が多忙な電話にも対応されて、頻繁に稼働されているということ。忙しいんですね、お疲れ様です。状況がわかりました。それから測定器具についてですね、リース料が900万、これ、年間の全体のリース料ということですか。素人なのでちょっとわかりませんが、機械そのものというのは高価なものなのでしょうか。

(説明者)

大気の関係は5局市内に測定器を置いておまして、24時間365日稼働させており、機械1台だと約300万くらい。のべ16台があるので4,800万くらいになると思う。

(E委員)

リース代が年間900万、購入費4,800万、普通民間事業者であれば、購入してしまおうと考えると思うんですね。追加のものがあれば追加の時にオプションすればいいわけですよ。であれば、リースというのは結構経費としたらムダじゃないかなという民間的な考えなんですけれども、いかがですか、その辺は。

(説明者)

そこは内部で協議しているところですが、精密な機械で24時間365日ずっと監視を続けている、データをとっているということですので、例えば故障が起きたときに、購入ですと、ある程度修繕業者を手配して、費用を出して、というかたちになるという風に思っておりまして、購入であれば10年間ですけど、後半の方になってくると実際そうだったんですが、故障が非常に多くなってくる。購入すると修繕費がかさんでくることが考えられる。

(E委員)

今、おっしゃった、10年という単位で考えたら、9,000万ですよ。そうすると、1台壊れてもまた1台買えますよね。極端な話ですけど。極論ですよ、今。とすればやっぱり買った方が、保守点検もサービスになるじゃないですか。普通新品のやつは。保守点検が3年なら、3年、メンテしますよとか、そういう条件のもとに普通買うんじゃないですかね。どうですか。そういうご検討とかされているんですか。

(説明者)

3年以降もございますので、そういう比較も内部で検討もしております、ただ実質的には5年、6年で新しいシステムに変わっていくということもあるものですから。

(E委員)

調査するものは変わらないんですよ。それならば機械の性質は同じものでいいのではないか。なぜ私がリースについてくどくどお話ししているかという、前半の事業仕分けで、パソコンの本庁リースの話があったんですね。これは非常に見たらばかげた数字だったんです。要するに買った方がダントツに安い。壊れたら捨てて、もう1台買った方がいいような話だった。それでちょっと聞いてみたんです。わかりました。検討されてるというムードなんですね。

(進行役)

次に、大気汚染について質疑に入りたい。

(B委員)

私の方から1点、質問させていただきます。365日24時間ずっと監視していますよということでしたが、これは危険レベルだというときの市民への周知の仕方というものもあると思うんですが、そういう危機管理体制を教えていただきたい。

(説明者)

今現在、測定している中で、危険性の一番高いのは、光化学オキシダント、光化学スモッグの原因となる物質ですが、市の方では、警報を出して関係機関のほうにFAXを流すなどして、周知をするようなシステムを昨年作っておりますので、もしそのようなことがあれば、そのシステムで注意を喚起することができる。去年の10月以前は、電話回線で、リアルタイムに注意報や警報を出すことに対応できなかった。去年10月にシステムを更新して、24時間365日、オンラインで確認でき、ある一定の基準を越えると、担当者にメールで通知がくる。それに基づいて周知を図ることになるのですが、基本的には注意報とか出す権限というのが、中核市、市の方にない、最終的には渡島が注意報を出すこととなりますので、その協議も含めて、実際函館に住んでいる方に対して、出すわけですから、実際に周知活動をするのは我々なんです。ANSINメールというものがある。学校等では「Iファックス」というものもある。これに登録した方については、自動的に一斉送信される。あとは報道機関への周知や道路のお知らせの看板などにも注意報が出る。

(B委員)

ということは、オンラインの状態メールが来る。しかしその時点では市民に発信されていない状態。判断されるのは渡島総合振興局の方で、じゃ警報出しますかということになるということか。

(説明者)

悪い状況が継続するような状況になれば、警報等が出るのだが、出す権限、基準は道が持っている。

(B委員)

警報の発令については、市民が危機的な状態になりますよね。例えばそういう訓練だとか、そういうことをされてはいないんですか。大気のことなので、リアルタイムで本来は周知すべき。健康被害になるとかということになるので。そうなった場合に我々が興味があるのが、市民全員に伝わるのに何分かかるかということだと思う。

(説明者)

一番はマスコミなどだと思う。メールでもお知らせしますし、学校や保育所などには直接ファックスや連絡をする。

(B委員)

そういうのは、この調査費の中でできるということか。

(説明者)

そうですね。

(B委員)

わかりました、ありがとうございました。

(D委員)

事業費の内訳で確認したいんですけども、測定機器のリース料900万、その他の54万はなにか。

(説明者)

インターネットに365日24時間つないでいるということで、そのインターネットの経費。

(D委員)

147万というのもあるんですけど。

(説明者)

消耗品や電気代などです。測定値を正常に測るために温度管理というのが必要なんですよ。そのためにクーラーなどですね、そういった冷暖房が必要となってきますので、その光熱水費になっています。

(D委員)

委託料は水質の方と違って、大気のほうはその費用は発生しないで、できるということか。

(説明者)

委託料につきましては、市独自でやっております降下煤塵ですとか、業者のほうに委託する。あとは機械が監視している。

(D委員)

機械に頼ることが多いので水質とは違うということですね。それから機器の購入費用なのですが、私も検討が必要だと思ったのですが、一括購入の方がトータルで考えると、得だといった場合には、その購入するときだけ予算は増えると思うんですけど、そういう形にもできるものなのでしょうか。

(説明者)

仮に購入するということになれば、例えば購買年度には予算が増える事になると思いますが、先程、24時間稼働しているという話をさせていただきましたが、備品で購入した場合、結構故障したりとかあるものですから、そのときに我々職員で対応できるものはかなり少ない。専門業者とかをそのときに改めて頼んどかということになるので、どうしても無計測が多くなる。リースの中にメンテナンスも含めて、リース料を支払っているところもありますので、そういった意味では割とタイムラグもなく、稼働率を高く保っていると思う。

(D委員)

でも、保守に関してはリース業者といっても、保守をする専門ではなく、金融業者ですよ。だからそこが別にリース契約だからといって、メンテナンスが有利になるということは考えられないと思うので、そこは分けて検討すると思います。

(A委員)

私もその機械について非常に興味を持ったのですが、テクニカルな問題として、一応これも入札で決めていると思うのですが、業者を入れ替えるときに時間がかかりますよね。その場合数値がとれないんですよ。そういった業者を入れ替える時に、その数値

がとれなくなることは、それが法律上だとかで可能なのか。

(説明者)

機械の入れ替え、更新ですとかは、タイムラグがない形でこれまで来ています。

(A委員)

一応、できるということなのですね。

(説明者)

リース期間を変えるときは、そこに納入日を入れて、新しい機械に入れ替えているということになります。

(A委員)

あと、リース機器は純粋な測定器もあると思うのですが、仕分け調書の方にデータ処理システムというのが出ていますのでけれども、このシステムにかかる費用というのは、環境部の中での配分もあると思うのですが、この900万には入っているのでしょうか、入っていないのでしょうか。

(説明者)

入っています。

(A委員)

それでは、これは、機器プラスシステム構築分も入った値段が900万と捉えればいいんですね。リースは何年くらいなんですか。

(説明者)

5年です。

(A委員)

競争入札の時にどれだけの業者が応札されるんですか。

(説明者)

まちまちですけれども、7社とか4社とかですね。

(A委員)

それは例えば最初からリース契約をして、入札を行うのか、それとも購入とリースの選択肢があると思うのですが、どういう形でやられるのでしょうか。例えば自分達で機械を理解し、その部分について年度年度でやるよという業者もあると思うのですが。そういう条件というのは、どのようなものですか。

(説明者)

予算の段階でですね、機器の購入にするのかリースにするのか、決めますので、実際に執行する段階ではリースか購入かは決まっている形です。

(A委員)

意思決定は環境部が決めるのですか。コストがどちらが有利とかも含めてどの段階でリースにするか購入にするかお決めになるのでしょうか。

(説明者)

原課のほうで使い方等を勘案して決める。

(A委員)

では原課のほうの判断で。

(説明者)

そうです。担当課と協議してその結果として決める。

(F委員)

オンラインのシステムについては、今そちらのほうで、たくさん質問があったんですけども、大気汚染調査費の中で、こういうものを測定するという中でそれぞれ同じ事をやっているわけではないということですか。光化学オキシダントの測定なんて函館市でやってるといふことか。

(説明者)

そうです。

(F委員)

プラスその総合振興局でもやってるといふことか。そちらはまた別か。でも、警報等を発令するのは、総合振興局なのか。

(説明者)

そうです。

(F委員)

今までずっとやっていて、情報を聞いた覚えがないんですけど、そういう危機的なことって、どうなんでしょう。

(説明者)

注意報については、道で各項目で決められている。一番可能性が高いのは先程もいいましたが、光化学オキシダントなんですよ。しかし、今まで山形以北で注意報とか警報とかは出たことはない。まだ北海道では一度も出たことはない。

(F 委員)

はい，わかりました。

(E 委員)

リースにするか購入にするかという問題があると思うんですけどね，経費で天秤にかけたときにどちらが得かと，どちらが函館市民に負担をかけない方法なのかというようなことを，即座に部局であみだしていただいて，上のほうに上げていただきたいと思います。以上です。

(B 委員)

水質のほうで，先程聞き漏らしたかもしれませんが，松倉川とかマル印がついているところが環境保護法でということで，教えていただいたんですけども，函館湾内もですか。

(説明者)

ここも類型指定がかかっております。

(B 委員)

特定のずっと同じ地点を測定していますが，他の場所もそうなんですか。

(説明者)

基本的には毎年同じ地点を行っております。

(B 委員)

ということは，工場の排水のみは，工場の所に行って，下水道管が整備されていけば下水道になりますよね。予算で組んでいる18か所というのは，どういう根拠か。

(説明者)

毎年度同じ事業者を調査することになります。

(B 委員)

わかりました。ありがとうございます。

(進行役)

そろそろ，時間となったので，評価に入ります。各委員は，評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

**【各委員からの評価シート提出後】**

(進行役)

それでは、判定結果の発表を行います。

水質汚濁調査費では「実施内容や手法の改善」が5票であったため、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

また、大気汚染調査費でも「実施内容や手法の改善」が5票であったため、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

**【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】**

(進行役)

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。